

## 水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

〇〇農政局長 殿

〔北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長〕

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、以下の数量を報告します。

氏名又は 法人・組織名	印
代表者名 (法人・組織のみ)	

年	月	日
---	---	---

交付申請者管理コード
地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### 飼料用米

農産物検査の受検 ※1	
あり	なし

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量※2	kg	kg
生産面積	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>

### 米粉用米

農産物検査の受検 ※1	
あり	なし

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量※2	kg	kg
生産面積	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>

### 主食用米※3

出荷数量	kg
生産面積	a m <sup>2</sup>

#### (注意事項)

- ※1 農産物検査の受検状況について、該当する欄に○を付けてください。「あり」に○をつけた場合にあっては、右欄の数量及び面積を記載してください。
- ※2 農産物検査結果通知書等の写しを添付してください。また、適合品位に相当すると認められるものを記載する場合にあっては、確認者による数量証明書を添付してください。
- ※3 当年産で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載してください。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の値を記載してください。
- ※4 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとします。
- ※5 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告をとりまとめて報告ができるものとします。